

知名町告示第40号

フローラルちな新商品開発事業費補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和5年5月9日

知名町長 今井 力夫

フローラルちな新商品開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の特産品の更なる消費拡大を促進するため、新商品の開発及び既存の商品の改良を支援し、町内商工業の発展を図るため、予算の範囲内においてフローラルちな新商品開発事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、知名町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 継続的な製造及び販売を目的として行う新商品開発に係る事業
- (2) 既存商品の改良及び販売に係る事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町に本社を有し、応募する日の直近1年以上の活動実績がある事業者及び法人、又は本町に住所を有し、直近1年以上居住している者、かつ、今後も定住の見込みがある者
- (2) 町民税等の滞納がない者
- (3) 他の補助金を併用しないこと
- (4) 知名町暴力団排除条例(平成24年6月29日条例第11号)第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 試作及び実験に係る原材料費
  - (2) 機械装置・設備類の購入費及び借上料
  - (3) 製造及び改良に係る加工料
  - (4) パッケージ・ラベル等のデザインの開発及び作成に係る経費
  - (5) 専門家等の招へいに係る経費
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業者あたり上限100万円とする。

- 2 町長は、補助対象事業の交付決定合計額が予算額に満たない場合、予算の範囲内で1事業者あたりの上限額を増額できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定する。

- 2 町長は、前項の審査を適正かつ効率的に行うため、フローラルちな新商品開発事業審査委員会（以下「審査会」という。）に審査を行わせるものとする。

- 3 審査会の委員、審査の方法その他審査会の運営に関する事項は、別に定める。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助対象事業が履行期間内に完了しない場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。